～不在者投票管理者がしなければならないこと～

（ここでは、代理請求の場合について説明します。詳しくは指定病院等不在者投票事務取扱要領を参照してください。）

（投票用紙等の請求）

入院（所）者から依頼書により依頼

＜不在者投票ができる者＞
入院（所）中の者で
①歩行が困難又は
②選挙人名簿が当該施設の所在する投票区の区域外にある若しくは他の不在者投票事由がある

↓

選挙人の名簿登録地市区町村選管ごとに投票用紙等を請求

＜交付されるもの＞
①投票用紙
②内封筒
③外封筒

↓

・投票用紙等受領
・請求書控と照合
・収受簿に記録

↓

・投票用紙等を直ちに選挙人に交付
・署名又は受領印を徴収

（投　票）

不在者投票記載場所を設備
（投票の秘密を保持する）

※公示日の翌日から投票日前日（土日含む）までの間、午前8時30分から午後5時までいつでも投票可
※不在者投票管理者は、事務従事者又は代理投票の補助者との兼任は不可

↓

立会人を選任
（選挙権のある者１人以上）

↓

選挙人から提示された投票用紙等を点検

＜点検事項＞
①選挙人は正当か
②選挙人に投票意思があるか
③投票用紙は所定の用紙か
④投票用紙等にあらかじめ記載がされていないか

↓

投票

↓

・投票用紙を入れた封筒を受領、点検
・外封筒裏面に必要事項を記載
→立会人が署名

＜記載事項＞
①投票年月日
②投票場所
③不在者投票管理者の職氏名
④立会人の署名（自署に限る。）

↓

・各市区町村選管ごとに送致又は郵送

※送付用封筒の表面に「不在者投票在中」と明記、裏面に記名押印

↓

・実施てん末書の記載

代理投票の申請があったとき

＜代理投票について＞

代理投票の申請を受ける

↓

立会人の意見を聴き投票記載場所の事務に従事する者のうちから補助者２人を選任

※補助者は、不在者投票管理者、立会人との兼任は不可

↓

心身の故障その他の事由により自書できない者かどうか管理者が個別に認定

代理投票事由がないと認めたとき

承　認

立会人の意見を聴いて拒否

立会人に異議があるとき

拒否について選挙人に不服があるとき

代理投票

代理投票の仮投票

代理投票の方法

・補助者２人のうち、１人が選挙人の指示する候補者氏名等を記載し、その内容を選挙人に読み聞かせるなどして確認した後、内封筒に入れて封をしてから外封筒に入れて封をし、外封筒の表の投票者欄に選挙人の氏名を記載する。
（選挙人が紙片等を持参したときは、選挙人の意思を十分確認すること）
・他の１人はこれに立ち会う。
・代理投票をさせた選挙人及びその補助者の氏名等をてん末書に記載する。